

**2018 年日本政府年次報告**  
**「強制労働に関する条約」 (第 29 号)**  
**(2015 年 6 月 1 日～2018 年 5 月 31 日)**

1. 質問 I について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）（2016 年法律第 89 号）

2. 質問 II について

[第 2 条]

前回までの報告に変更又は追記すべき事項はない。

[第 25 条]

労働基準監督官が行った定期監督等（災害時監督、災害調査を含む。2014 年は 129,881 件、2015 年は 133,116 件）において、労働基準法第 5 条（強制労働の禁止）に関する違反が認められた件数は、2014 年及び 2015 年ともに 0 件であった。

労働基準法第 5 条違反容疑で労働基準監督官が検察庁に送検した事件は、2014 年は 5 件、2015 年は 3 件であった。

また、2017 年 11 月に施行された技能実習法に基づき、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）が実習実施者及び監理団体（受入れのあっせんや受入企業への監査を行う団体）に対する実地検査を実施することとなった。2018 年 5 月末時点で、同検査に関する統計はない。

2018 年 3 月末時点において、技能実習法第 46 条違反容疑で送検した件数は 0 件であった。

○ 2015 年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて

(1) 「慰安婦」及び「強制連行」問題について  
別途回答を行う。

(2) 外国人技能実習制度について

(i) 技能実習法の採択について

2016 年 11 月に、技能実習法が成立した。この法律は、特に、技能実習生に対する人権侵害行為等の禁止規定を設け、その違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の援助等の技能実習生の保護等に関する措置を講じることを定めている。また、同法に基づき、技能実習に関し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構（以下「機構」という。）を新設した。

不適正な送出し機関の排除と、技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることを目的として、技能実習生の送出国のうち 9 か国（フィリピン、ベトナム、カンボジア、インド、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ及びミャンマー）との間で、二国間取決め（MOC、協力覚書）を作成した（2018 年 5 月 31 日現在）。

こうした取組により、日本政府は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図っている。

(ii) 外国人技能実習生の受入企業に対する検査を強化するための措置について  
技能実習法により、機構は、実習実施者及び監理団体等に報告を求め、実地検査を実施することができる。

(iii) 技能実習生が自らの権利の保護を確保できること及び虐待状況を効果的に通報できるための措置について

技能実習法第 49 条は、技能実習生は、実習実施者や監理団体が技能実習法に違反している事実を主務大臣（法務大臣及び厚生労働大臣）に申告することができる旨を規定している。また、機構は、ベトナム語や中国語等の主要な言語により、電話やメール等で申告・相談対応を実施している。

(iv) (外国人技能実習生に対する) 報告された違反件数及びその内容の統計データ並びに起訴及び有罪判決に至った件数について

機構は、2017 年 11 月に施行された技能実習法に基づき、実習実施者及び監理団体に対する実地検査を実施している。現時点での同検査に係る統計はない。

労働基準監督機関は、2016 年には 5,672 事業場（実習実施機関）に対し監督指導を実施した。その結果認められた労働基準関係法令違反のうち、技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反について、40 件を送検した。引き続き、実習実施機関に対しては重点的監督指導を実施していく。

技能実習生が被害に遭った刑事事件に関する統計はなく、これを網羅的に把握しているものではないが、例えば、以下のような事案がある。

- ・ 実習実施機関及び事業主が技能実習生に対し、法定の除外事由なく、賃金を控除した。また、時間外労働及び休日労働をさせたにもかかわらず、法定の割増賃金額を支払っていなかった（労働基準法違反）。
- ・ 実習実施機関及び事業主、監理団体の代表者が技能実習生に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなかった（最低賃金法違反）。また、時間外労働及び虚偽の陳述、虚偽の記載をした帳簿の提出、臨検監督の妨害を行った（労働基準法違反）。

#### ○ 2015 年条約勧告適用専門家委員会ダイレクトリクエストについて

(3) 人身取引対策行動計画により想起される取組を実行するためのあらゆる必要な措置及びその結果についての情報提供について

前回の年次報告において、人身取引対策行動計画 2014 を策定し、対策を講じていることを報告した。更に、2015 年以降、日本政府は、新たな取組として、以下のような取組を行っている。

- ・ 政府は、外国人技能実習制度の抜本的な見直しによる制度の適正化（詳細は、上記 2 (i) ~ (iv) 参照）を実施している。
- ・ 政府は、2017 年 3 月に、警察庁、法務省及び厚生労働省の間で合意した「不法就労等外国人対策の推進」等に基づき、人身取引に係る事犯等の取締りの

強化及び取締りに伴い認知した人身取引被害者の保護・支援を推進している。

- ・ 政府は、技能実習実施期間を満了せずに途中で帰国する技能実習生に対して、出国する空海港の入国審査官が書面を用いて出国の意思確認を行っている。これにより、本人の意に反して帰国させられていないか確認している。この際、必要に応じ、通訳人を確保している。

(4) 人身取引対策行動計画に関する年次報告を作成しているのか。作成しているのであれば、確認されている（人身取引の防止に対する）障害及びそれを克服するための取組について

- ・ 社会・経済の変化とともに、人身取引の手段の巧妙化や情勢の変化が生じる中、今後、人身取引対策の成果をあげていく上で、人身取引に係る最新の情勢を把握し、各種施策の進捗状況を確認・検証していくことが不可欠である。このため、人身取引対策行動計画 2014 において、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成することを盛り込んだ。2015 年から 2017 年に作成した人身取引対策行動計画の年次報告の掲載先の URL は以下のとおり。今後とも、人身取引の根絶を目指して取組を進めてまいりたい。

- i) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/pdf/eigoban.pdf> (2015 年)
- ii) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai2/eigoban.pdf> (2016 年)
- iii) <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/dai3/eigoban.pdf> (2017 年)

(5) 人身取引の加害者に対する、十分な刑罰の適用について

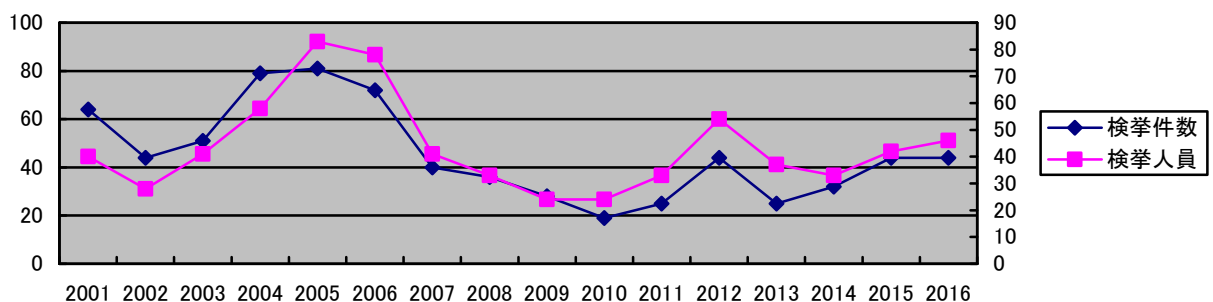
- ・ 我が国における人身取引事犯の担保規定のうち刑法の規定は、いずれも長期 4 年以上の法定刑を定めている。また、それらの罪に関し、罰金刑は規定されていない。このように、我が国における人身取引の加害者に対して科せられる制裁は、罰金や短期の刑期に限られるものではない。
- ・ 刑法以外の法律において、人身取引関連事犯に対する処罰規定として、罰金刑が定められているが、これは犯罪の重大さに応じて適正な処罰を可能とするためである。
- ・ 強制労働を含む人身取引の加害者に対する、2016 年における処分状況については、起訴された者が 43 人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が 2 人、捜査中の者が 1 人である。この起訴された者 43 人のうち、33 人は有罪が確定し、10 人は公判係属中である（2017 年 3 月 31 日現在）。
- ・ 起訴された者の罪名・裁判結果は、以下表のとおり。

	罪名	裁判結果等
1	出入国管理及び難民認定法違反、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、電磁的公正証書原本不実記録、同供用	懲役 2 年、執行猶予 4 年
2	出入国管理及び難民認定法違反、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、電磁的公正証書原本不実記録、同供用	懲役 2 年、執行猶予 4 年

3	電磁的公正証書原本不実記録、同供用	懲役1年6月、執行猶予3年
4	出入国管理及び難民認定法違反幫助	罰金10万円
5	売春防止法違反	懲役10月、執行猶予3年、罰金20万円
6	売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役1年6月、執行猶予5年、罰金30万円
7	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反	懲役1年6月、執行猶予3年
8	出入国管理及び難民認定法違反、道路交通法違反	懲役1年、執行猶予4年
9	出入国管理及び難民認定法違反	懲役10月、執行猶予3年
10	出入国管理及び難民認定法違反	懲役10月
11	職業安定法違反	罰金20万円
12	職業安定法違反	罰金20万円
13	売春防止法違反、児童福祉法違反	公判係属中
14	売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役2年6月、罰金50万円
15	売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役3年、執行猶予5年、罰金30万円
16	売春防止法違反、児童福祉法違反	懲役3年、執行猶予5年、罰金50万円
17	出入国管理及び難民認定法違反	公判係属中
18	売春防止法違反	懲役1年、執行猶予4年
19	売春防止法違反	懲役10月、執行猶予4年
20	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反、暴力団排除条例違反、職業安定法違反	懲役2年、執行猶予4年
21	職業安定法違反	罰金20万円
22	売春防止法違反	懲役3年、執行猶予4年、罰金20万円
23	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反	罰金100万円
24	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反	罰金60万円
25	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反	罰金80万円

26	過失運転致傷、出入国管理及び難民認定法違反、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反、売春防止法違反	懲役2年6月、執行猶予4年、罰金20万円
27	児童福祉法、売春防止法違反	懲役3年、罰金100万円
28	児童福祉法、売春防止法違反	懲役1年6月、執行猶予3年、罰金30万円
29	青少年保護育成条例違反	罰金40万円
30	児童福祉法違反	罰金50万円
31	売春防止法違反	公判係属中
32	売春防止法違反	公判係属中
33	売春防止法違反	公判係属中
34	売春防止法違反	懲役2年6月、執行猶予4年、罰金30万円
35	売春防止法違反	公判係属中
36	職業安定法違反	公判係属中
37	職業安定法違反	罰金30万円
38	電磁的公正証書原本不実記録、同供用、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律違反	懲役3年、執行猶予4年
39	電磁的公正証書原本不実記録、同供用	懲役3年、執行猶予3年
40	暴行、傷害、傷害致死	公判係属中
41	暴行、傷害致死	公判係属中
42	暴力行為等処罰に関する法律違反、暴行、傷害致死、傷害	公判係属中
43	児童福祉法違反	懲役1年6月、執行猶予4年

・ また、人身取引事犯の検挙件数及び検挙人員の推移は以下のとおり。



	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
検挙件数	64	44	51	79	81	72	40	36	28	19	25	44	25	32	44	44
検挙人員	40	28	41	58	83	78	41	33	24	24	33	54	37	33	42	46

(6) (人身取引防止のための) 法律を執行する機関の意識向上及び能力の強化を行うための取組について

- ・ 我が国は、各国における近年の人身取引被害の状況、傾向及び対策を聴取し、人身取引対策における諸外国政府との協力強化を目的とする「人身取引対策に関する政府協議調査団」をこれまでのべ 25 か国・地域に派遣しており、2016 年 12 月にはイタリア・ローマに、2018 年 2 月にはオランダ・ハーグに派遣し、政府関係当局や NGO 等と情報交換を行うとともに、関連施設の視察を行った。
- ・ 関係行政機関職員の知識・意識を向上させるために、以下の取組を実施している。

(i) 警察庁

- ・ 警察学校における初任教養や警察大学校等における昇任時教養の講座の中で、人身取引事犯対策に関する教養講座を実施している。
- ・ 警察職員の専門的技能等の向上に資するため、人身取引事犯に係る警察庁指定広域技能指導官に 2 人を指名し、各種研修等あらゆる機会を通じて、当該指導官による講義等を実施している。
- ・ 警察庁では、毎年、風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象にした専科教養において、人身取引事犯対策に関する研修を実施している。

(ii) 法務省

- ・ 入国管理局では、在職年数等に応じた研修において、人権の講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図っている。また、関係省庁、国際移住機関 (IOM)、NGO 等の外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員等を対象とした人身取引対策や人権に特化した研修を開催し、研修受講職員が現場職員にフィードバック研修を行う取組を実施している。  
また、人身取引対策に特化した研修においては、被害者の認知のポイントを整理する事例研究を行うとともに、認知の実務に重点を置いた講義を実施した。
- ・ 検察庁では、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じ、人身取引に関する講義等を実施している。

(iii) 外務省

- ・ 毎年度、領事初任者研修において、水際対策としての査証の役割、元被害者を面接する際の配慮等を内容とする人身取引防止対策に関する講義を実施しており、2017 年度は 60 人が受講した。在外公館警備対策官研修においても、79 人に対し、同様の講義を実施した。  
在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、旅券の知識のみならず、赴任国における関係機関との連携等について研修を実施している。
- ・ 外務本省において、旅券事務に携わる都道府県旅券事務所職員に対し、人身取引関係者、テロリスト等による旅券の不正取得等を防止するとの観点も加え、旅券発給審査等についての研修を実施しており、2017 年度は 198 人が受講した。

(iv) 厚生労働省

- ・ 毎年度、「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」におい

て、人身取引被害者への対応に関する IOM による講義を研修として実施している。2017 年度は、65 人が受講した。

(v) 海上保安庁

- ・ 取締りの過程において事案を認知できるよう、毎年、実務者研修において、人身取引の実態、被害者の保護の重要性等についての講義を実施している。

(7) 移住連からの意見書について

- ・ 2017 年 8 月に移住連より、当該条約に関する意見書が提出された。取り急ぎ、重大な事実誤認について、以下のとおり、指摘する。
- ・ 5 ページ目最終行「Regarding violation cases related to labor laws, there are no other organizations but the Labor Standards Inspection Offices which can only send it to the public prosecutor's office」について、労働基準監督署のみならず、警察も労働関係法令違反を検察官に送致することが可能。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追記すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

(2012 年から 2014 年までの統計については、2015 年の前回報告中、2 の「(2) 2012 年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて」(iii) の統計の項目を参照。)

2015 年から 2017 年までに入国管理局において保護した人身取引被害者は 67 人となっており、うち不法残留等、違反状態にあった 31 人全員について保護の観点から在留を特別に許可した。また、同期間中に人身取引等の加害者である外国人 6 人を退去強制した。

5. 質問Ⅴについて

(1) 本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会